

## イニスの貨幣＝信用論：或る空論の批判的検討

福留，久大  
Kyushu University : Professor emeritus

<https://doi.org/10.15017/4492893>

---

出版情報：経済学研究. 88 (1), pp.117-142, 2021-06-30. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

(研究ノート)

# イニスの貨幣 = 信用論

— 或る空論の批判的検討 —

福 留 久 大

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (一) 問題の所在と課題設定 | (2) ホートレー金本位制論 |
| (1) 小幡道昭のイニス言及 | (3) デイヴィス硬貨制度論 |
| (2) 楊枝と古川のイニス論 | (三) イニス信用理論の弱点 |
| (3) ケインズのイニス評論 | (1) イニス信用論の観念性 |
| (4) イニス論文の検討対象 | (2) バジヨット貨幣市場論 |
| (二) イニス貨幣史論の弱点 | (3) 経済原論における信用 |
| (1) イニス論述の前後撞着 | (四) 結論を纏めるに当って |

## (一) 問題の所在と課題設定

### (1) 小幡道昭のイニス言及

筆者が、イニス論文「貨幣とは何か？」(“What is Money?” By A. Mitchell Innes)<sup>1)</sup>を初めて知ったのは、2013年、小幡道昭の次の文章によってである。〈一九九〇年代後半からアングロ・サクソン系の研究のなかで、マルクス貨幣論をめぐる論争がみられる。それは「信用が、そして信用のみが貨幣である」(Innes [1913])と説くインネスの論文の再評価を一つの基礎に展開されたインガムに代表される新たな表券主義的貨幣論 (Ingham [2004]) を契機とする。バーター取引から出発して、その効率化をもたらす手段として、交換の媒介物として貨幣を捉えてきたオーソドックスな純経済学的な貨幣生成論が、理論的に仮想状況にあわせて貨幣概念を狭めてきたと批判され、貨幣の本質は何よりも、一律な価値表現の尺度を与えるところにある、という立場が提示される。それはまた、商品経済の内部から内生的に交換手段として貨幣が発生するのではなく、それに還元できない独自の社会的な基礎が不可欠になるという主張と結びついている。〉<sup>2)</sup>

小幡の見地では、表券主義の「立場における信用貨幣は、商品価値から切断された、いわば外生的

---

1) A. Mitchell Innes, “What is Money?” *The Banking Law Journal* (1913) pp.377-408, in *Credit and State Theories of Money*, ed. by Randall Wray (2004) pp.14-49. 以下の引用に際しては、*The Banking Law Journal* における頁数を p.377 の形式で、*Credit and State Theories of Money* における頁数を [p.14] の形式で示す。

英語史専攻の田島松二教授の教示に拠ると Innes の発音は [inis, iniz] である。日本語表記ではイニス或いはイニズが適していると考えられる。本稿では、イニスを使用する。他の論者からの引用に際しては、各人の使用法を尊重する。

な貨幣論の系譜に属するものであり、「商品価値から貨幣が発生するという、その意味では徹底的に内生説的な立場を強調する」商品貨幣説の立場とは「根本的に異なる」ことになる。当然のこととして、小幡は、イネス論文に高い評価を与えることは出来ないのである。この時点では、筆者は、イネス論文に特別の関心を抱くには至らなかった。

## (2) 楊枝と古川のイネス論

2019年に、楊枝嗣朗著『歴史の中の貨幣』の幾つかの論点に対して、筆者が疑問を提示した際に、イネス論文の検討を勧められ、“What is Money?”と“The Credit Theory of Money”<sup>3)</sup>との二論文の閲覧の便宜を与えられた。2020年には、楊枝嗣朗訳「貨幣とは何か? (上)」「貨幣とは何か? (下)」「貨幣の信用理論」<sup>4)</sup>を恵贈に与ることが出来た。その時点における筆者の疑問は、楊枝嗣朗のドールトンやデイヴィスの見解、グリルソンやポランニーの見解についての解釈に限られていて、イネス見解を巡る楊枝解釈には論及できていなかった。『歴史の中の貨幣』において、イネスは高く評価されている。第6章「貨幣の抽象性と債務性」のなかに第3節「貨幣の抽象性と債務性——クナップ、イネス貨幣論の復権」という具合に同名の節があり、副題に「イネスの復権」が謳われている。そのなかで「信用、信用のみが貨幣である (credit and credit alone is money)」というイネスの要の言葉が引用され<sup>5)</sup>、次のように位置づけられる。「貨幣ポンドは元来、銀1ポンドの重さであって、銀の重量と関係していたなどというのは、全くの偽りであって、ポンド、シリング、ペンスといった貨幣単位は貨幣金銀の重量や価値とは、まったく別個のものであった。かくて、貨幣の抽象性と債務性は、貨幣の本質に根差しているのである」<sup>6)</sup>。

上の事項の一年前、2018年に、古川顕「イネスとケインズの貨幣論」が公表されていた。そこでは、「信用は貨幣の主要な特質の一つとして、しばしば経済学の著書で述べられる購買力である。そして私

2) 小幡道昭『価値論批判』(弘文堂、2013年刊) 106頁。第2章「貨幣の多態性」第3節「商品価値と信用貨幣」のなかの一文に付された註記である。本文中の引用に続いて、マルクス貨幣論について次のような見解が提示される。「こうした観点から、マルクスもまた、古典派的な媒介物説を再生産しているだけであり、その商品貨幣説ゆえに貨幣を、計算貨幣 (money of account) に基づく抽象的価値 (abstract value) として捉えることに失敗していると批判する (Ingham [2004])。しかし、ここでいわれる abstract value の内容は必ずしも明確とはいえない。少なくともマルクスの議論を正確に追えば、その商品貨幣説がマテリアルとして物品貨幣を意味するものでないことは、だれの目にも明らかである。マルクス自身、商品に内在するものとして価値を捉え、その表現として貨幣の基本規定を求めているのであり、それはある意味で、インガムがその重要性を示唆する abstract value の一つの厳密な概念化というべきものである。こうした商品価値の本源に立ちもどってみると、マルクスが示した金属貨幣だけでなく、それと並列に信用貨幣も導出されると捉える本章の展開は、一見したところ、近年の表券主義の立場に近似するように見えるかもしれない。しかし、この立場における信用貨幣は、商品価値から切断された、いわば外生的な貨幣論の系譜に属するものであり、商品価値から貨幣が発生するという、その意味では徹底的に内生説的な立場を強調する本章の立場と根本的に異なる。

3) Innes, The Credit Theory of Money. *The Banking Law Journal* Vol.31, (1914).

4) 楊枝嗣朗訳。イネス「貨幣とは何か?」(上) (『佐賀大学経済論集』第52巻第4号、2020年3月刊)、イネス「貨幣とは何か?」(下) (『佐賀大学経済論集』第53巻第1号、2020年5月刊)、イネス「貨幣の信用理論」(『佐賀大学経済論集』第53巻第3号、2020年11月刊)。楊枝のマルクス批判を巡る筆者の疑問については、拙稿「価値形態論と貨幣起源——マルクス批判の反批判——」(九州大学『経済学研究』第86巻第2・3合併号、2019年9月)、「価値形態論と原始貨幣——マルクス批判の反批判——」(九州大学『経済学研究』第86巻第4号、2019年12月)、「価値形態論と貸付取引——マルクス批判の反批判——」(九州大学『経済学研究』第87巻第1・2・3合併号、2020年9月)、参照。

5) Innes, “What is Money?” p.392. [p.31]、楊枝嗣朗『歴史の中の貨幣』(文眞堂、2012年刊) 166頁。

6) 前掲、楊枝、164頁。

は、信用、信用のみが貨幣である (credit and credit alone is money) ことを示したいと思う。金や銀でなく信用は、すべての人々がそれを取得しようとするあらゆる商業の究極の目的であるところの一つの資産なのである」というイネスの言葉が引用されている<sup>7)</sup>。そのうえで、「イネスは、“What is Money?”というわずか一編の論文で」「経済学の伝統的な考え方を一蹴し、それを烏有に帰し、新しい地平を切り開いたといっても差し支えあるまい」と絶賛されている<sup>8)</sup>。

楊枝嗣朗と古川顕のイネス論に接して、筆者は二つの点で不思議の思いに囚われている。第一に、楊枝も古川もイネス貨幣論の中心命題について、その内容を分析し検討することなしに、ただ既存の貨幣論に無い新規さだけを理由に高く評価しているからである。第二に、楊枝も古川も自己の先入見に引き付けてイネスの主張と異なることをイネスの見解の如く述べているからである。

第一の点について。「信用が、そして信用のみが貨幣である (credit and credit alone is money)」というのが、イネス貨幣論の中心命題である。この命題を含む前後の文章を挙げてみる。〈「信用は、購買力であり、それについて経済学書では頻繁に貨幣の主要特性の一つであると述べられている。後に示す通り、信用が、そして信用のみが貨幣である。金でもなく銀でもなく、信用こそが、すべての人が追い求める唯一の資産であり、その取得があらゆる商業の目的であり対象である」(Credit is the purchasing power so often mentioned in economic works as being one of the principle attributes of money, and, as I shall try to show, credit and credit alone is money. Credit and not gold or silver is the only property which all men seek, the acquisition of which is the aim and object of all commerce.)〉<sup>9)</sup>。最初には、「信用は、貨幣の主要特性の一つとしての購買力である」とされている。つまり貨幣という全体集合に含まれる部分集合として信用が位置づけられる。終わりでは、一転して「信用のみが貨幣である」として貨幣という集合と信用という集合が重なり合うものとされている。ここに整合性の欠如を看取することは容易である。実際のところ、購買力としての貨幣の役割さえも信用のみでは果たし得ないのであって、イネス自身が続く文節で述べるように〈「多数の少額購入が硬貨で支払われている」(paying a multitude of small purchases in coin)〉<sup>10)</sup>のである。詳細は後述に譲るが、イネスが言う「信用」は、掛売で生まれる債権、掛買で生じる債務、この債権債務関係、いわゆる企業間信用=商業信用を意味している。そのなかで、債務の決済に当たっては、自ら作り出す債権で同一額を相殺できるとは限らないので、差額の決済には支払手段としての貨幣が必要になるはずである。また企業以外の家計の商品購入には「信用」は用いられずに、上に示唆した通り硬貨が不可欠になる。そういう事実を勘案すると、「信用が、そして信用のみが貨幣である」という主張は、到底学問的論述とは言えないことが判明する。とりあえず言えることは、イネスの主張は、張扇で勢いを付けた講談調の断言に過ぎず、「新しい地平を切り開いた」と言っては大いに「差し支え」のある言説に留まるのである。

第二の点について。楊枝嗣朗は、商品貨幣説を排撃する思念を強く抱いていて、第6章第3節「貨

7) 古川顕「イネスとケインズの貨幣論」(『甲南経済学論集』第58巻第3・4合併号、2018年) 66頁。

8) 前掲、古川、75頁。

9) Innes, “What is Money?” p.392. [p.31]

10) Innes, p.392. [p.31]

幣の抽象性と債務性——クナップ、イネス貨幣論の復権」において、次のように商品交換取引と信用取引を峻別する見地を提示する。「貨幣は、共同体間の市場的商品交換関係の発展から生まれたのではなく、古代国家の債権債務関係の内部簿記の必要から、あるいは私有財産発生における生存危機から発生した貸付取引・債権債務を記録する必要から、計算貨幣として生成し」た<sup>11)</sup>。さらに、「商品交換売買取引に遥かに先行する信用貸借・取引」という文言もある<sup>12)</sup>。

それに対して、イネスは、次のように商品取引と信用との一体化を強調している。〈「古代の遥かに遠い昔から商業取引が信用を手段として、何らの『交換手段』を用いることなく、行われていたことには、ほとんど疑いの余地のないところである」(we can hardly doubt that commerce from the most primitive time was carried on by means of credit, and not with any ‘medium of exchange’)〉<sup>13)</sup>。〈「多くの人々が知らないことながら、幾世紀にもわたり、商業取引の主要手段は、コインでもなく、私的なトークンでもなく、タリー（ラテン語で *talea*、フランス語で *taille*、ドイツ語で *Kerbholz*）であった。それは、購入額すなわち債務額を記すために一定の方法で刻み目を入れた長方形をしたハシバミの木の棒であった」(For many centuries, how many we do not know, the principle instrument of commerce was neither the coin nor the private token, but the tally, (Lat. *talea*. Fr. *taille*. Ger. *Kerbholz*), a stick of squared hazelwood, notched in a certain manner to indicate the amount of the purchase or debt.)〉<sup>14)</sup>。楊枝は、イネスの言説を誤用していると言えよう。

第二の点について。古川顕のイネス誤用は極めて明確である。学部学生でも読解可能な論述を正反対に誤解するという余りにも明確な誤りを何ゆえに犯したのか、理解に苦しむほかない。古川は、イネスが「銀行の保有する現金その他の支払準備」について、次のように述べたと言う。「銀行の貸出能力と支払能力 (solvency) はこうした準備に依存する。実際、このことはあまり明確にかつ強調して述べられないが、法律で認められた貨幣 (lawful money) であるこれらの準備は、科学的な観点から見て、他のどのような銀行資産にも増して重要である」。そのうえで、「こうした銀行の支払準備の確保による健全性を重視するイネスの主張は、当時としては非常に珍しいと言える」という評価を与えて太鼓を叩いている<sup>15)</sup>。

「銀行の支払準備の確保による健全性を重視する主張は、当時としては」常識に属するはずで、少しも珍しいと言えない、と考えられる。そこで、古川の引用の前後を含めてイネスの原文を読み比べてみる。〈「英国では手許現金 (the cash in hand)、合衆国では準備金 (the reserves) と呼ばれるもの、すなわち銀行が保有する法貨の量に、当たり前の如く、余りにも過度の重要性が与えられている。そのために、物事の当然の道理として、銀行の貸出能力と支払能力はこうした準備金に依存する、と一般に考えられている。しかしながら、実際には、このことは余りに明白に、また断固として宣言し得るものではない。これらの法貨の準備は、科学的な観点から見て、他の銀行資産よりとりわけ重要とい

11) 前掲、楊枝、163頁。

12) 前掲、楊枝、165頁。

13) Innes, p.394. [p.33]

14) Innes, p.394. [pp.32-33]

15) 前掲、古川、66頁。

うわけではない。法貨準備は、他の資産と同様に単に債権である。準備金が預金額の25%、10%、1%、あるいは4分の1%であろうと、銀行の支払能力に少しも影響しない」(Too much importance is popularly attached to what in England is called the cash in hand and in the United States the reserves, that is to say the amount of lawful money in the possession of the bank, and it is generally supposed that in the natural order of things, the lending power and the solvency of the bank depends on the amount of these reserves. In fact, and this cannot be too clearly and emphatically stated, these reserves of lawful money have, from the scientific point of view, no more importance than any other of the bank assets. They are merely credits like any others, and whether they are 25 per cent or 10 per cent or one per cent or a quarter per cent of the amount of the deposits, would not in the least affect the solvency of the bank,))<sup>16)</sup>。

イニスは、「準備金が預金額の25%、10%、1%、あるいは4分の1%であろうと、銀行の支払能力に少しも影響しない」と言っているわけで、「銀行の支払準備の確保による健全性を重視する主張」ではないことは確かなのである。イニスの主張が当を得ているか、と問われると、大いに疑問を抱かざるを得ない主張ではある。そうではあっても、古川のイニス解釈が真逆の誤解であることには疑問の余地が残らないのである。

### (3) ケインズのイニス評論

イニス論文に対して、小幡道昭は不支持の立場、楊枝嗣朗と古川顕は高評価の立場と考えられる。その中間に位置するのが、最も早いものと見なされる1914年のケインズのイニス論評 (Reviewed Work: What is Money? By A. Mitchell Innes. Review by: J. M. Keynes) である<sup>17)</sup>。「中間に位置する」と書いたが、「4分の1ほど否定派・批判陣営に近い」と書くのが正確かも知れない。と言うのは、書評を書き出して二番目の文章で、イニスの信用理論は謬見だ、と綴られているからである。〈信用の効果に関するイニスの理論が謬見だという私の考えが正しいとすればの話だが、この謬見はおなじみのありふれたものであって、この書評で論及する価値はないのである〉(The fallacy — if I am right in thinking that this theory of the effect of credit is a fallacy — is a familiar one, and it will not be worth while to discuss it in this review.)). 続いて、三番目の文章で〈この作品の独自の価値は、後述する通り、理論以外の別の部面から生じているのであって、この著者の強味も理論的側面ではなくて、歴史的側面に存在するのである〉(The distinctive value of the pamphlet arises from a different source, as indicated below, and the writer's strength is on the historical, not on the theoretical, side.))<sup>18)</sup> と、「歴史的側面」にしか価値を認められないとしている。しかも、その歴史的側面に関わるイニス見解についても、次のように低い評価しか与えられないことになっている。〈イニス氏はこの見解を歴史研究によって立証する努力を行っているが、その歴史研究の典拠の提示が全く欠如しているために、残念ながら、その価値が大い

16) Innes. p.404. [p.44]

17) Reviewed Work: What is Money? By A. Mitchell Innes. Review by: J. M. Keynes. *The Economic Journal*, Sep., 1914, Vol.24, No. 95, pp. 419-421.

18) Keynes. p.419.

に減殺されている」(This position Mr. Innes endeavours to establish by historical inquiry, the value of which is, unfortunately, much diminished by an entire absence of any references to authorities.)<sup>19)</sup>。

ケインズの筆をこのように辿ると、全面否定の印象が生まれるかも知れない。しかし、そこは流石に厚い書評文化の伝統の国、英国の学界に育った紳士ケインズである。イニスの歴史研究のなかに、少数ながら救済すべき論点を拾い出している。

救済すべき論点の第一は、通貨の不換性についてである。〈「著者の主張は、圧倒的多数の歴史記録に見出される事例から判断して、通貨は不換性の性質の通貨として存在してきた、というところにある。著者は言う。『ごく最近に至るまで、貨幣単位といずれかの金属との間に定まった関係というものは存在していなかった。事実、何であれ金属の価値標準という類のものが存在したこともない』」(The author's contention is that, in an overwhelming majority of the instances to be found in recorded history, the currency has been of the nature of an inconvertible currency. "There never was," he says, "until quite modern days, any fixed relationship between the monetary unit and any metal; that, in fact, there never was such a thing as a metallic standard of value.")<sup>20)</sup>。

救済すべき論点の第二は、信用の優位性についてである。〈「イニス氏の次の論点は、『信用という名の貨幣節約の工夫は近代において導入されたという考え、この工夫が知られるより以前の時代にはあらゆる買物は現金で、別の言葉で言えばコインで、支払われていたという考え』は、広く行き渡った誤解に過ぎない、というものである。彼の見解では、信用の使用は現金の使用より遥かに古いのである。この見解の裏付けのために、遥かの昔から彼が引き出してくる多数の事例は、確かに興味深いものである」(Mr. Innes's next point is that the idea, that "in modern days a money-saving device has been introduced called credit, and that, before this device was known, all purchases were paid for in cash, in other words in coins," is simply a popular fallacy. The use of credit, he thinks, is far older than that of cash. The numerous instances, he adduces in support of this, from very remote times are certainly interesting.)<sup>21)</sup>。この部分に続けてケインズは、先に挙げた信用の手段としてのタリー (tally) の説明を引用する。

ケインズはこの書評を、次のように締め括っている。〈「イニスの主張を点検すること、すなわち誇張の要素が含まれていないかを確かめることは、困難である。しかしながら、私が考えるに、彼が説き聞かせようと努めている主要な歴史的結論は多大の根拠を持っているものであり、内在的価値を有する貨幣のみが『健全である』という19世紀中葉の『健全通貨』教義に過度に影響を受けた著述家たちが、しばしば不当に無視してきた論説である」(It is difficult to check his assertions or to be certain that they do not contain some element of exaggeration. But the main historical conclusions which he seeks to drive home have, I think, much foundation, and have often been unduly neglected by writers excessively influenced by the "sound currency" dogmas — that only intrinsic-value money is "sound" — of the mid-nineteenth century.)<sup>22)</sup>。

19) Keynes. p.420.

20) Keynes. pp.419-420.

21) Keynes. pp.420-421.

#### (4) イニス論文の検討対象

イニス論文においては、その大半が貨幣の歴史的側面の説明に投じられている。取り挙げられる事例の多くにおいてイニスは、貨幣単位と実体としての貨幣の内在的価値との間に一定の比例関係が欠けていて恣意的に拡散していると強調する。しかしながら、典拠が示されていないのでその強調の成否を確認することは困難である。筆者に可能なことは、イニスが挙げる顕著な事例について、一つには、イニスの論述自体に潜む矛盾を指摘して、イニスの主張への疑問の提示とすること、二つには、貨幣史を巡る他の研究者の異なる立論を調べ出して、イニスの主張への疑問の提示とすることである。

他方で、イニス論文の理論的側面は、歴史的説明の間隙を縫う形で歴史的事例の意味づけとして、小さく纏められている。イニスは、貨幣単位と実体としての貨幣との間には一定の比例関係が欠けると主張する。そのことは、裏面から言えば、貨幣単位は国家のような外部の力によって設定される名目的存在だと看做していることに繋がる。この名目主義は、実体貨幣を軽視する思考を媒介として、信用貨幣の重視を結果することになる。先の引用の如く「古代の遙かに遠い昔から商業取引が信用を手段として、何らの『交換手段』を用いることなく、行われていたことには、ほとんど疑いの余地がない」という見地に立って、「信用が、そして信用のみが貨幣である (credit and credit alone is money)」というのが、イニス貨幣理論の中心命題となる。経済学の眼で、この中心命題を分析することは、筆者にとって特別困難ではないと考えられる。ケインズは、イニス論文の理論的側面は検討するに値しない、と断言している。その断言にも拘わらず、以下では、イニスの「貨幣=信用」理論を主要な検討対象に設定する。イニス論文の主軸を成す歴史的側面については副次的に言及を試みる。

## (二) イニス貨幣史論の弱点

### (1) イニス論述の前後撞着

イニスは、歴史的事例を挙げて、貨幣単位と実体貨幣の内在的価値との間に定まった関係の存在しないことを繰り返し強調する。その端的な例を次に引用する。一番目には、その論述自体に矛盾が含まれていて、イニスの主張に疑問符が付されることを指摘出来る。二番目には、そこで取り挙げられる史実について異なる解釈を示すことによって、イニスの主張に疑問を提示することになる。

「しかしながら、歴史の全体を通して見ると、通常『計算貨幣』と呼ばれる商業上の貨幣名称が対応する金属性の価値標準の存在を裏付ける証拠など無いに留まらず、硬貨の価値あるいは金属の重量に依存する貨幣単位など存在していなかったこと、ごく最近に至るまで、貨幣単位といずれかの金属との間に何であれ固定的関係など存在していなかったこと、実際のところ、金属性の価値標準の如きものは有った例がないことについては、証拠が圧倒的多数に山積みされている」(But throughout the whole range of history, not only is there no evidence of the existence of a metallic standard of value to which

---

22) Keynes, p.421.



the commercial monetary denomination, the ‘money of account’ as it is usually called, corresponds, but there is overwhelming evidence that there never was a monetary unit which depended on the value of a coin or on a weight of metal; that there never was, until quite modern days, any fixed relationship between the monetary unit and any metal; that, in fact, there never was such a thing as a metallic standard of value.)<sup>23)</sup>。

この一文、何気なく読む限りでは、貨幣単位と金属性貨幣の価値との間に何ら定まった関係が存在しないことを繰り返し強調するだけの文章と読めるかも知れない。しかしながら、「全ては疑い得る」(De omnibus dubitandum.) という研究者の眼を以て精読するならば、貨幣単位と実物貨幣の価値との間の分裂ないし無関係を言い立てるために無理な工作を企てた文章であることが判明する。上の引用について言えば、「ごく最近に至るまで」(until quite modern days) 存在していなかった、という部分が注目点である。逆方向から言えば、「ごく最近に至って」貨幣単位と実物貨幣の価値との間に一定の関係が設定されたという事実が有るということである。この一事を以て、貨幣単位と実物貨幣の価値との間との全面的無関係を主張するイニスの見解に疑問符を打つことが出来るはずである。

さらに、注目点として付け加えるべきは、この引用に先行する次の部分である。〈「私たちは、一定重量の金を持ったドル金貨やソヴリン金貨が、貨幣の1ドルや1ポンドに対応する制度にすっかり慣れ親しんでいるために、1ソヴリン金貨のない1ポンド、あるいは一定の周知の重量の金貨や銀貨を伴わない1ドルが存在し得ることを容易には信じるが出来なくなっているのである」(We are so accustomed to a system in which the dollar or the sovereign of a definite weight of gold corresponds to a dollar or a pound of money that we cannot easily believe that there could exist a pound without a sovereign or a dollar without a gold or silver dollar of a definite known weight.)<sup>24)</sup>。

イギリスには一定重量のソヴリン金貨が1ポンドの貨幣名称に対応した制度があり、アメリカには一定重量のドル金貨が1ドルの貨幣名称に対応した制度が存在することをイニス自身が認めている。それにも拘らず、その制度の存在意義を度外視して、その制度に親しんでいるがゆえに、対応する実体的貨幣を伴わない貨幣名称の存在を思い浮かべられないのだという文脈を導いて、貨幣単位と実物貨幣の価値との間の全面的無関係を強弁する材料に用いているのである。かくて、上の引用は、一方で、内在的価値を有する貨幣の存在を認めつつ、他方で、その不存在を強調するわけで、論理矛盾を含んだ前後撞着の一文と言わねばならない。その前後撞着の程度を僅かでも和らげようと試みたのが、「ごく最近に至るまで」(until quite modern days) 存在していなかった、という語句である。この語句は語句でまた自ら陥る深い墓穴を掘ることになるのである。

## (2) ホートレー金本位制論

イニスが、「ごく最近に至るまで」(until quite modern days) 貨幣単位と金属貨幣との間に固定的関係など存在していなかった、と言うとき、如何なる時期を指すのか、明記されていない。先行する部分で、イギリスのソヴリン金貨、アメリカのドル金貨が言及されているところから19世紀のイギリス

23) Innes, p.379. [p.16]

24) Innes, p.379. [p.16]

とアメリカの貨幣史が対象とされていると判断して間違いのないであろう。

19世紀のイギリスと言えば、産業革命を經由して商品経済が徹底化し資本主義経済の確立の舞台を形成していた。「世界の工場」であり「国際金融の中心地」であった。貨幣が商品経済の中軸を成すものとしてその機能を最も充実した形で発揮してもいた。こういう時と所を度外視しては、貨幣の本来的機能を語り得ないはずである。

19世紀貨幣史の特徴の一つは、銀から金への転換であり、イギリスで「1816年の造幣法で確立を見た金本位制」(The Coinage Act of 1816 definitely established the gold standard.) が拡大して他国に浸透し、「1914年までに、全世界で銀本位制を維持しているのは殆ど中国だけという状況になった」(In 1914 China almost alone in the whole world retained a silver standard.)<sup>25)</sup>。この銀から金への転換を惹起した主要要因の一つに、金と銀、夫々における法定価格と市場価格との有利不利の問題がある。「金の価格が低下する傾向が生まれると、金が造幣局に持ち込まれ、銀貨が溶解されることになる。この動きは、これ以上は金が持ち込まれず、これ以上は銀が引き出され溶解されることのないところまで続くのである」(If gold tends to depreciate, gold is coined and silver coin is melted, till a point is reached at which no more gold can be absorbed, and no more silver can be withdrawn and melted.)<sup>26)</sup>。

金と銀、夫々における法定価格と市場価格との有利不利の問題を念頭において、金本位制の拡張の動きの概要を、ホートレー『金本位制の理論と実際』(Hawtrey, *The Gold Standard in Theory and Practice*) に従って辿ってみる。

17世紀以降の動きのなかでは、1663年と1717年の幣制改革が画期を成している。〈「西ヨーロッパにおける金本位制は、事実上イギリスに起源を有する。銀との比較による金の価値評価は、17世紀中に何回か変更された。1663年にチャールズ2世が新しい金貨を発行した。ギニー貨の名称で呼ばれるもので、1ポンドの価値を公式に認定された。……一定量の純金が、同量の純銀の14.485倍の価値を持つとされた」(So far as Western Europe was concerned, the gold standard was practically originated in England. The valuation of gold in terms of silver had been modified several times in the seventeenth century. In 1663 Charles II issued a new gold coin called a guinea, officially valued at £1. ....a given weight of fine gold was valued at 14.485 times as much as the same weight of fine silver.)<sup>27)</sup>。

1717年のこと、〈「造幣局長官ニュートンは銀貨不足の原因を、当時の21シリング6ペンスというギニー金貨の価格が、銀との比較で金の過大評価であり、金との比較で銀の過小評価であるという事実」に求めた。……是正策として、ギニー金貨の価値を21シリングと法令化する制度が導入された。これが、イギリスの金本位制度の起源だった。……銀貨は、1774年まで無制限法貨の地位を保ってはいたが、実質的には補助硬貨の地位へと落ちていた。金貨が、支払手段として、また価値標準として、勢威を誇っていた。21シリングの価値のギニー金貨は、銀の14.485倍に値した1663年の価値評価に対し

25) R. G. Hawtrey, *The Gold Standard in Theory and Practice*, (Longmans, Green and Co. Ltd. 1927.) p.63, p.74.

26) Hawtrey, l.c., p.65.

27) Hawtrey, l.c., p.60.

て5%の増加を意味していた。かくて金の銀に対する比価は15.21倍に引き上げられた……」(Sir Isaac Newton, who was Master of the Mint, attributed the shortage of silver coin to the fact that the current price of 21s. 6d. to a guinea over-valued the gold coin in terms of silver, and therefore undervalued silver in terms of gold. ……The remedy was to institute a statutory valuation of the guinea at 21s. This was the beginning of our gold standard. ……Silver was practically relegated to the position of a subsidiary coinage, though it remained unlimited legal tender till 1774. Gold predominated as the means of payment and the standard of value. The 21s. guinea represented an increase of 5 per cent over the valuation of 1663, which had made the ratio of gold to silver 14.485. The ratio was thus raised to 15.21, ……)<sup>28)</sup>。

この時代の銀から金への転換については、商品経済の拡大に伴って「銀が嵩高に過ぎて商業取引の手段として不便になり、金がほぼ不可欠の存在になっていた」(Silver was too bulky a medium to be convenient for mercantile transactions, and gold was almost a necessity.)<sup>29)</sup> ことが第一の要因として挙げられる。上の引用に示されているように、金の銀に対する比価は、14.485倍ないし15.21倍である。そのことは、同一額の商品取引に必要な銀貨は金貨に対して14~15倍の嵩高になることを意味する。商品経済が小規模にとどまる限りでは、貨幣取扱費用その他の輸送費は大きな負担ではないかも知れない。しかし商品経済が拡大しその徹底化を経て資本主義経済が確立する過程において、特に国際貿易が重要な位置を占めるに至ると、輸送費の節約は喫緊の重要事となってくる。

フランス革命とナポレオン戦争の激動を潜り抜けて、イギリスに「1816年の造幣法で金本位制が確立した。ギニー貨は廃止され、1ポンド=20シリングのソヴリン貨が登場した」(The Coinage Act of 1816 definitely established the gold standard. The guinea was abandoned in favour of the sovereign of 20s.)<sup>30)</sup>。

イギリスに金本位制が確立すると、輸送費節約という理由に加えて、イギリスとの貿易上の便宜が一つ、金銀について法定価格と市場価格の有利不利が今一つ、三つの理由に支えられて金本位制が国際的に拡大し浸透することになる。

アメリカについて。「合衆国は、イギリスを主要貿易相手国にしていたので、銀本位制は不便を来すことになった。アメリカの本位は名目的には複本位制だったが、金は銀の価値の15倍に価値づけされていたので、フランスが金を銀の価値の15.5倍に価値づけして世界市場がフランスに追随している限り、造幣用の金が入って来ることはなかった。1834年に金銀比価が改められて、16対1に非常に近くなった。その結果、僅かの年月の間に、ほぼ完全に金が銀に取って代わった」(The United States, whose trade was mainly with England, found a silver standard inconvenient. The American standard was nominally bimetallic, but gold was valued at only 15 times the value of silver, and so long as the world market followed the French ratio of 15 1/2, no gold came to the United States for coinage. In 1834 this

28) Hawtrey, l.c., pp.61-62.

29) Hawtrey, l.c., pp.60-61.

30) Hawtrey, l.c., p.63.

ratio was revised, but the new ratio was very nearly 16 to 1, and the result was an almost complete displacement of silver by gold in the course of some years.)<sup>31)</sup>。

フランスについて。〈「1850年直前にオーストラリアとカリフォルニアで金の発見が続発して、世界の貴金属市場に革命が生じた。フランスの頭上に金が洪水となって降り注いだ。それまでは金に付いていた割増金に代わって、銀に割増金が付くことになった。フランス・フランは銀本位から金本位に転じた。二大金融中心地、ロンドンとパリが二つながら金の中心地となったのである」(Just before 1850 occurred the gold discoveries in Australia and California which were to revolutionise the markets in the precious metals. Floods of gold were let loose upon France, and instead of a premium on gold there was a premium on silver. The French franc from a silver unit became a gold unit. The two great financial centres of the world, London and Paris, were both gold centres.)<sup>32)</sup>。

ドイツについて。〈「ドイツは東ヨーロッパとの貿易で銀本位制を続ける利益が何もなくなった。……その当時、ドイツにとって極東地域との貿易は決定的要素ではなくなっていたし、加えて極東地域についての貿易金融はかなりの程度にロンドンを通じて行われていた。……1871年と72年のフランスからの賠償金でドイツは通貨改革を実行するに足りる十分の財源を得ることが出来た。1872年に、金を本位とする新しい貨幣単位・マルクが採用された。既存の銀単位・ターレルは3マルクに値するとされて、マルクに含まれる金量が金価が銀価の15.5倍になるように定められた。それ以来、決定的変更が行われて、金の自由造幣は有りながら、銀の自由造幣は無くなった。」(Germany no longer derived any advantage from the silver standard in her trade with Eastern Europe, .....In those days German trade with the Far East was not a decisive factor, and it was moreover financed to a considerable extent through London. ....The French indemnity paid in 1871 and 1872 supplied Germany with ample resources for carrying out a currency reform. In 1872 was adopted a new currency unit, the mark, which was based on gold. The existing silver unit, the thaler, was valued at three marks, and the amount of gold in the mark was so determined as to make the ratio of gold to silver 15.5. The vital change was that henceforward there was to be free coinage of gold and no free coinage of silver.)<sup>33)</sup>。

こうした欧米の金本位制の導入経緯をみると、イギリスとの貿易の拡大とともに、金の法定価格と市場価格の格差が大きく影響したことが判明する。1834年のアメリカでは、金の銀比価を世界市場より高く設定することで金貨の造幣を増やして金本位への勢いを強めた。1850年代のフランスでは、オーストラリアやアメリカでの金発見によって、金の市場価格が低下することで法定価格の有利性が増したことと合わせて銀保蔵の有利性が生じたことで、フランス・フランの銀本位から金本位への転化が進行した。

先に引用したイニスの用語法で言えば、「計算貨幣」(the 'money of account') や「貨幣単位」(a

31) Hawtrey, l.c., p.66.

32) Hawtrey, l.c., p.67.

33) Hawtrey, l.c., pp.67-68.

monetary unit) が、ホートレー的意味の「法定価格」に当たる。また、「金属性の価値標準」(a metallic standard of value) や「硬貨の価値」(the value of a coin) が「市場価格」の動きを表現していると考えられる。イニスの主張は、この両者の間に、控えめには「対応関係」が認められないと言い、強めには「固定した関係」が存在しないと強調している。確かに永続的期間を通じて一定した量的比例関係は認められない、と言えるかも知れない。金の「法定価格」と「市場価格」の間には、量的には種々に変動しつつも、質的には緊密な対応関係が存在していて、その関係の変動を一つの重要な梃子として、19世紀の金本位制の世界的普及が推進されたのである。かくて、19世紀の貨幣史を閑却無視したうえで、貨幣単位と金属貨幣との間の無関係を主張したイニスの見解が、如何に誤解に満ちた当を得ないものであるか、明らかになったと言えよう。

### (3) デイヴィス硬貨制度論

イニスは、資本主義確立以前の時期について、貨幣単位と実体貨幣の内在的価値との間に対応関係の存在しないことを繰り返し強調する。その見地から、貨幣単位と実体貨幣の価値の間の対応関係を説く論説を、以下に見る通り、無法にも具体的説明抜きで単純に否定する。

「フランスの近代貨幣史は、8世紀終わりのカロリング王朝の成立に始まると考えられている。スー(Sou)とその12分の1に値するデナリウスあるいはデニエ(Denarius or Denier)が貨幣の計算に使用され続けていた。その後、より大きい貨幣名称、リーブル(Livre)、—20スーに相当する最上位の単位—が加えられた。これらの名称が1789年のフランス革命まで存続したのだった。イギリスのポンド—20シリングと240ペンスに相当する—が、リーブルとその下位単位に対応してところから分かる通り、イギリスの貨幣名称はフランスの制度から派生したと見られるのである。フランス硬貨に通じた17世紀の歴史家ル・ブラン(Le Blanc)は、リーブル貨幣は元来1ポンドの重さの銀だったと確言しており、後の学識者たちもル・ブランの説を支持している。同様に、イギリスの歴史家たちもイギリスのポンド貨幣は1ポンドの重さの銀だったと主張している。ル・ブランは、自説を裏付けるために幾つかの典拠を引用しているが、それらの引用は必ずしも彼が意図した意味を有しているわけではないし、彼の見解を支持するような直接的証拠が存在するわけでもない。」(The modern monetary history of France may be held to date from the accession of the Carolingian dynasty at the end of the eighth century. The Sou and the Denarius or Denier its twelfth part, continued to be used for money computation, and there was added a larger denomination, the Livre, divided into twenty Sous, which became the highest unit, and these denominations subsisted right up to the Revolution in 1789. The English pound, divided into twenty shillings and 240 pence corresponds to the Livre and its divisions, from which the British system seems to be derived. Le Blanc, the seventeenth century historian of the French coinage avers, and later authorities have followed him, that the livre of money was originally a pound-weight of silver, just as English historians have maintained that the English money pound was a pound of silver. He supports his contention by a few quotations, which do not necessarily bear the meaning he gives them, and there is no direct evidence in favour of the statement.)<sup>34)</sup>。

イニス、貨幣単位と実体貨幣の価値の間の対応関係を否定するのに対して、『貨幣史』の著者・デイヴィスは、以下に見る通り、具体的事例に即して、両者の対応関係を明確に肯定している。

「正にヘンリー7世に因んで記憶されている古銭史上の二大事項は、二つの経年の計算単位、ポンドとシリングに正確に対応した硬貨が初めて発行されたことだろう。それ以降、これらの抽象的計算単位は、現実の交換手段のなかに具体的対応物を有することになった。その結果、小売り商業が随分と簡便化されるとともに、大規模の卸売り取引向きには重量のある金貨が供給されることになった。……John Craig 卿は、大胆にも『現代硬貨造幣の起源はヘンリー7世のシリング貨に求められる』と主張している。他方で、Charles Oman 卿は、1ポンド金貨に対して『英国造幣局の産み出した最高級品』と極上の賛辞を呈している」(Perhaps the two greatest numismatic events for which Henry is justly remembered are the first issues of coins exactly corresponding to the two age-old units of account, the pound and the shilling. Henceforth these abstract accounting units were to have their concrete counterparts in actual media of exchange, eventually considerably simplifying retail trading, while also supplying a heavy gold coin for larger, wholesale transactions. ……Sir John Craig has made the bold claim ‘modern coinage begins with the shilling of Henry VII’, while Sir Charles Oman similarly heaps superlative praise on the sovereign as ‘the best piece ever produced from the English mint’.)<sup>35)</sup>。

イニスの論述には何らの典拠も示されていないのに対して、デイヴィスは、シリング貨については、John Craig, *The Mint: A History of the London Mint from AD 287 to 1948* (Cambridge, 1953) を、ポンド貨については、Charles Oman, *Coinage of England* (Oxford, 1931) を、典拠として明示している。叙述における具体性から判断して、ヘンリー7世時代に発行されたシリング貨とポンド貨について、「抽象的計算単位」(abstract accounting units) と「対応する現実の交換手段」(concrete counterparts in actual media of exchange) との対応関係を指示するデイヴィスの論述が圧倒的に優れていることが判明する。対照的に、具体的論証を示し得ないままに、計算単位と実体貨幣の対応関係の不在を断言するイニスの論述に支持しがたい思いが募るのもやむを得ないところである。

### (三) イニス信用理論の弱点

#### (1) イニス信用論の観念性

イニスは、貨幣の歴史を通じて、貨幣単位と実体貨幣の内在的価値との間に定まった関係が存在しないことを強調した後に、それを総括する形で、独特の信用論を展開する。最初に先に引用した「信用が、そして信用のみが貨幣である (credit and credit alone is money)」というイニス貨幣論の中心命題を挙げて、そこに見出されるイニスの論述に特徴的な論法に改めて注目しておきたい。

「信用は、購買力であり、それについて経済学書では頻繁に貨幣の主要特性の一つであると述べられている。後に示す通り、信用が、そして信用のみが貨幣である。金でもなく銀でもなく、信用こそ

34) Innes, p.404. [p.44]

35) Glyn Davies, *A History of Money from Ancient Times to the Present Day*, (University of Wales Press, 2002.) p.192.

が、すべての人が追い求める一つの資産であり、その取得があらゆる商業の目的であり対象である。……この間において、多数の少額購入の支払が硬貨によって行われていることにすっかり慣れ親しんでいるうえに、法貨規定によって育まれた雰囲気にも促されて、われわれは、負債の支払を受ける権利が、硬貨による支払あるいはその等価物による支払を受ける権利を意味すると考えるに至っている。……われわれが商業の原理を理解するためには、この偽りの考えを心から全面的に払拭する必要がある」(Credit is the purchasing power so often mentioned in economic works as being one of the principle attributes of money, and, as I shall try to show, credit and credit alone is money. Credit and not gold or silver is the only property which all men seek, the acquisition of which is the aim and object of all commerce. …… while we are so accustomed to paying a multitude of small purchases in coin that we have come to adopt the idea, fostered by the law of legal tender, that the right to payment of a debt means the right to payment in coin or its equivalent. ……Before we can understand the principles of commerce we must wholly divest our minds of this false idea.)<sup>36)</sup>。

この引用文に見出されるイニスに特徴的な論法は、現実の商品売買において広く硬貨による支払が行われている事実を認めながら、しかし同時にその存在意義を度外視して、「負債の支払を受ける権利が硬貨による支払あるいはその等価物による支払を受ける権利を意味する」というのは「偽りの考え」(false idea)だと切り捨てるところに潜んでいる。この論法は、先に指摘したイニスの貨幣史論における弱点に完全に照応するものである。すなわち、19世紀からイニス論文の執筆時期(1913年)にかけて、イギリスには1ポンドの貨幣名称に対応したソヴリン金貨制度があり、アメリカには1ドルの貨幣名称に対応したドル金貨制度が存在する事実をイニス自身が認めながら、その制度の存在意義を度外視して、その制度に親しんでいるがゆえに、一般民衆は、対応する実体的貨幣を伴わない貨幣名称の存在を思い浮かべられないのだと論難して、貨幣単位と実物貨幣との間の全面的無関係の観念を工作したのであった。同様に、ここでは硬貨使用の現実を閑却無視して、商品売買が全面的に「信用」に基いて行われる観念世界の構築を目指しているのである。Xという現実の存在を認めつつ、一般の人々はXという現実には幻惑されてYという本質を把握できないだけであり、あくまで本質はYであると強弁するのが、イニスの論法である。

ひとたびは、「硬貨による支払」(payment in coin)の存在を「偽りの考え」(false idea)だと切り捨てたイニスだが、後に至ると「硬貨による支払」の存在を認めつつも、それを債権債務関係に還元するイニス独自の論理を展開して「貨幣は信用であり信用以外の何物でもない」(Money is credit and nothing but credit.)と結論するに至っている。

〈読者は、現在、支払をするために、信用の手段とともに、実際に金貨を使っているのではないかと反論されるかも知れない。1ドルや1ポンドは金の一定重量であり、われわれはそれらで以て債務を清算する権利を法的に与えられている、と言われるであろう。しかし、これらの事実は何を意味す

36) Innes, p.392. [p.31]

るのだろうか。……実際に起こっているのは、政府が黄金片の上に印章を押印して、それらの黄金片が税金あるいは政府に対する債務の支払に際して政府によって受領されるという約束を公告していることである。硬貨の発行によって、政府はその所有者に対して債務を負うのである、政府が何かを購入したら債務を負うのと同じように。……かくて、硬貨の所有者は、政府の力によって彼の貨幣に価値を得ることが出来るのである。黄金片の上に刻印された印章のお陰で、それは単なる商品から債務の証印へと性格を変える。イギリスでは、イングランド銀行が金地金を買い入れて、交換に金貨か、銀行券か、銀行帳簿上の債権かを与える。合衆国では、金地金が造幣局に預託され、預託者は代わりに金貨か金証券を受け取る。金地金の販売者も預託者も同様に債権を受け取る、前者は公立銀行宛の債権、後者は政府財務省宛の直接の債権を。両者いずれにおいても効果はまさに同じである。金貨も金証券も銀行券も銀行帳簿上の債権も、形態や内在的価値は如何に異なっていようと、その本質は全く同一である。受領者はそれが何を代表しているかを知っており、授与者はそれを債務の支払に受け取る義務があることを認める限り、大変貴重な珠玉であろうと、無価値な紙片であろうと、それらは同様に債務の証印である。かくて、貨幣は信用（債権）であり、信用（債権）以外の何物でもない」  
 (The reader may here raise the objection that we do in the present day in fact use gold for making payments besides using credit instruments. A dollar or a sovereign, he will say, are a certain weight of gold and we are legally entitled to pay our debts with them. But what are the facts? .....What has really happened is that the government has put upon the pieces of gold a stamp which conveys the promise that they will be received by the government in payment of taxes or other debts due to it. By issuing a coin, the government has incurred a liability towards its possessor just as it would have done had it made a purchase, .....the government thus enables its possessor to get value for his money. In virtue of the stamp it bears, the gold has changed its character from that of a mere commodity to that of a token of indebtedness. In England the Bank of England buys the gold and gives in exchange coin, or bank-notes or a credit on its books. In the United States, the gold is deposited with the Mint and the depositor receives either coin or paper certificates in exchange. The seller and the depositor alike receive a credit, the one on the official bank and the other direct on the government treasury. The effect is precisely the same in both cases. The coin, the paper certificates, the bank-notes and the credit on the books of the bank, are all identical in their nature, whatever the difference of form or of intrinsic value. A priceless gem or a worthless bit of paper may equally be a token of debt, so long as the receiver knows what it stands for and the giver acknowledges his obligation to take it back in payment of a debt due. Money, then, is credit and nothing but credit.)<sup>37)</sup>。

上に示されたイニスの見解において、少なくとも二つの論点が検討されねばならない。一つには、金貨であれ銀行券その他であれ貨幣の内在的価値 (intrinsic value) は無視されて、貨幣の価値は政府によって与えられる (the government enables its possessor to get value for his money.) と主張されている

37) Innes, pp.401-402. [pp.42-43]



ること。二つには、金貨であれ銀行券その他であれ、その発行者の債務の証印であり、所有者の側から見ると「債権以外の何物でもない」(Money is credit and nothing but credit.)と主張されていること。

一つ目の論点については、第二節「イニス貨幣史論の弱点」第二項「ホートレー金本位制論」で見たとように、19世紀の金本位制の世界的普及の過程で、金貨の内在的価値に相当する市場価格と政府法令によって値付けされた法定価格との間の有利不利の関係が無視しえない影響を及ぼしたことが想起されねばならない。金貨の内在的価値が閉却無視されてよいものでは決して有り得ないのであった。また法定価格は政治権力による外装的なものであって、決して安定した交換力を有する本来的存在ではあり得なかった。そういう意味で、イニスの「貨幣の価値は政府によって与えられる」という主張は支持し得ないのである。

二つ目の論点については、貨幣を債権債務の枠に落とし込んで見ることの無理が指摘されねばならない。銀行券を例にとり示してみたい。確かに、金本位制の下で、イングランド銀行に銀行券を持ち込んで金兌換を求めることは出来るので、銀行は金貨支払の義務を負う債務者であり、銀行券の所有者は金貨支払を求める権利を有する債権者であると見なすことは出来る。その意味では、イニスの説明の通り、銀行券と言う貨幣を発行元である銀行に対する債権と見なすことは出来るだろう。しかし、逆は必ずしも真ではない。

イニスは、債権について、次のような特異な説明を与えている。〈『債権・信用』という言葉は、一般的には、債務の支払を要求し訴える権利であると技術的に定義されている。……債権・信用の実に重要な特徴は、債務の『支払』を受ける権利ではなくて、それによって債務から自らを自由なことを所有者に与える権利である〉(The word 'credit' is generally technically defined as being the right to demand and sue for payment of a debt, .....the really important characteristic of a credit is not the right which it gives to 'payment' of a debt, but the right that it confers on the holder to liberate himself from debt by its means)<sup>38)</sup>。「債務の『支払』を受ける権利」と「債務から自らを自由なことを所有者に与える権利」との相違は判然としなければ、いずれにしる債務の支払・返済を求める権利であることは間違いないであろう。このような債権債務関係は、すぐ後のイニスからの引用に示されるように、AはBの債務者であり、BはAの債権者である、という具合に、個別主体間の特定の取引に基づく信頼関係を特色としている。それゆえに、Aは、Bへの債務返済の支払手段として、Bと関わりのないCやDに対する債権を直接的に用いることはできないのが通例である。銀行券が支払手段機能において一般的通用力を有するのに対して、債権はこの点で著しく劣位を余儀なくされるのであり、銀行券と同一視はできないのである。

他方で、イニスは、先に引用した通り「債権・信用は購買力である」(Credit is the purchasing power)という説明をも与えている。この説明を採用すれば、「債権・信用」は、銀行券と同様に購買手段機能を有すると言わなければならない。しかしながら、「債権・信用」が有する商品購買力は、恒常的に債権債務関係を取り結ぶ経済主体間に限られるわけで、銀行券の有する労働力購買まで含む一般的購買

38) Innes, pp392-393. [p.31]

力には及び得ないはずである。つまり、「債権・信用」は、恒常的取引関係のない経済主体からの商品購入や雇用労働者に対する賃銀支払に用いることは出来ないのである。この例一つを見ても、銀行券という貨幣を債権に還元し得ない事情は明らかになるであろう。

以上のように見てくると、実体貨幣の内在的価値は問題にならず、貨幣の価値は政府によって与えられる (the government enables its possessor to get value for his money.) という主張、貨幣はその発行者の債務の証印であり、所有者にとって「債権以外の何物でもない」(Money is credit and nothing but credit.) という主張、こういうイニスの主張は、現実の貨幣の態様を度外視して工作された彼の観念の産物に過ぎないことが判明する。理由は判然としないが、イニスには金貨銀貨に対する強い忌避感があって、その反面に肥大化した「信用」愛が育まれた結果、全ての貨幣を「信用」に還元せずにはおかない「信用絶対」の観念に固執するに至ったと考えられる。

「信用絶対」の観念に立脚して、イニスは、以下のように「通商の機構の全体」(the whole mechanism of commerce) が債権債務関係で編成されると看做して、そこにこそ「通商経済上の根本的にして真実の意味」(the primitive and the true commercial or economic meaning) や「通商の根本法則」(the primitive law of commerce) が認められると強調するのである。

〈「今や『信用・債権』という言葉の通商経済上の根本的にして真実の意味を説明する必要が生まれている。それは簡単に言えば債務の相関用語である。AがBに借りているということは、AがBに債務を負っていることであり、BがAに対して債権を有していることである。AはBの債務者であり、BはAの債権者である。『債権』『債務』の言葉は、二当事者間の法的関係を表しており、相反する両方から見た同一の法的関係を表している。この関係を、Aは債務と呼び、Bは債権と言う」(It is here necessary to explain the primitive and the only true commercial or economic meaning of the word 'credit.' It is simply the correlative of debt. What A owes to B is A's debt to B and B's credit on A. A is B's debtor and B is A's creditor. The words 'credit' and 'debt' express a legal relationship between two parties, and they express the same legal relationship seen from two opposite sides. A will speak of this relationship as a debt, while B will speak of it as a credit.)〉<sup>39)</sup>。

〈「われわれは、購買によって債務者になり、販売によって債権者になる。誰もが購買者にも販売者にもなり得るので、誰もが債務者にも債権者にもなり得る。債務者としてわれわれは、債権者自身を負うことになった同額の債務証書を債権者に手渡すことで、われわれが彼に負っている債務を清算できる。例えば、AがBから100ドルの価値の財貨を購入すると、AはBに対して同額の債務者となる。Aは、Cに同額の財貨を販売してCがBから受け取っていた債務証書で支払を受けることで、Bに対する債務から解放される。Aは、この債務証書をBに提示して、Bに対する債務を相殺できる。Aは、彼が得た債権を使用して彼が負う債務から自由になる。それは彼の特権である。これこそが通商の根本法則である。債権と債務の絶えざる発生と、相互間の相殺による債権と債務の消滅とによって、

39) Innes, p.392. [p.30]

通商の機構の全体が編成されているのである。それは実に単純なことで、誰しもが容易に理解できることである」(By buying we become debtors and by selling we become creditors, and being all both buyers and sellers we are all debtors and creditors. As debtor we can compel our creditor to cancel our obligation to him by handing to him his own acknowledgment of a debt to an equivalent amount which he, in his turn, has incurred. For example, A having bought goods from B to the value of \$ 100, is B's debtor for that amount. A can rid himself of his obligation to B by selling to C goods of an equivalent value and taking from him in payment an acknowledgment of debt which he (C, that is to say) has received from B. By presenting this acknowledgment to B, A can compel him to cancel the debt due to him. A has used the credit which he has procured to release himself from his debt. It is his privilege. This is the primitive law of commerce. The constant creation of credits and debts, and their extinction by being cancelled against one another, forms the whole mechanism of commerce and it is so simple that there is no one who cannot understand it.)<sup>40)</sup>。

## (2) バジヨット貨幣市場論

イニスは「信用絶対」の思念に基づいて相当部分が空理空論で構成された観念的信用論を主張していた。それとは対照的に、あくまで具体的事実に基づいて信用論を展開したのが、『ロンバード街』の著者ウォルター・バジヨット (*The Lombard Street; A Description of the Money Market*, by Walter Bagehot) である。彼は、その著書の冒頭で、「この著書に敢えて『ロンバード街』の名称を付して『金融市場』あるいはそれに類似する成語を用いなかった理由は、具体的事実を取り扱いたいと思うこと、およびそういう意図を示したいと思うことに求められる」(I venture to call this Essay 'Lombard Street,' and not the 'Money Market,' or any such phrase, because I wish to deal, and to show that I mean to deal, with concrete realities.) と述べている<sup>41)</sup>。

具体的事実重視のバジヨットの信用論で強調されるのは、信用の追加的二次的性格である。商品売買とそれを支える産業や商業が基盤的一次的要素を形成しているのであって、その動きを促進する追加的二次的要素として信用が位置づけられる。先に見たようにイニスは、「信用絶対」の観念から「通商の機構の全体」が債権債務関係で編成されると看做していた。この信用の役割を巡って、イニスとバジヨットは対極にして位置していると言えよう。信用の位置づけを巡るバジヨットの見地は、次の文章のうちに看取できる。

「信用——一人の者が他の者を信頼するという傾向——は、著しく変動しやすい。イギリスでも大災厄の後には各人は各人を信用しない。その災厄が忘れられてしまうと各人は再び各人を信頼してくる。……実質的な、実際的な点では、シバリエ氏の言葉で言えば、信用は『加えられる』のである、換言すれば、追加的のものである。すなわち、信用の確実なとき生産力はその能率を引き上げ、信用の不確実なとき生産力はその能率を下げる。…信用の確実な状態の下では、財貨が手持ちされる期間は、信用の不確実なときより著しく短い、販売はより急速に行われる、仲介業者も容易に借入をなし

40) Innes, p.393. [p.31]

41) Walter Bagehot, *The Lombard Street; A Description of the Money Market*, (London & New York, 1873) p.1.

てその取引を増加する、かくしてますます多くの財貨が一層急速に、一層容易に生産者から消費者に取り次がれる」(Credit — the disposition of one man to trust another — is singularly varying. In England, after a great calamity, everybody is suspicious of everybody; as soon as that calamity is forgotten, everybody again confides in everybody. …… : the material practical point is that, in M. Chevalier’s language, credit is ‘additive,’ or additional — that is, in times when credit is good productive power is more efficient, and in times when credit is bad productive power is less efficient. …In a good state of credit, goods lie on hand a much less time than when credit is bad; sales are quicker; intermediate dealers borrow easily to augment their trade, and so more and more goods are quickly and more easily transmitted from the producer to the consumer.))<sup>42)</sup>。

バジョットのこの一文において、特に注目すべきは、商品売買が目的であって信用は商品の流れを促進する手段だということである。したがって、商品が生産者から仲介業者を経て消費者の手に渡って現金化されるまでの期間が短いほど信用は良好な状態にあると言っている。つまり、商品価値の実現としての貨幣の獲得が当面の目的であって、信用はその目的達成の手段として短期的存在であるほどに望ましいのである。この見地に立てば、「金でもなく銀でもなく、信用こそが、すべての人が追い求める一つの資産であり、その取得があらゆる商業の目的であり対象である」(Credit and not gold or silver is the only property which all men seek, the acquisition of which is the aim and object of all commerce.))<sup>43)</sup> というイニスの主張について、現実離れた机上の空論に過ぎないとの疑念を禁じ得ないことになる。

イニスにも、商品売買が主役であって信用は一方でそれに支えられ他方でそれを促進する脇役的存在であるという事実に着目した見解が無いわけではない。例えば、イニスの次の文章には、そういう見解の一端を伺い知ることができる。〈「債権の価値は、背後に控えている金銀その他の資産の存在に依存しているわけではない。それは専ら債務者の『支払能力』に依存しているのである。その支払能力は、債務支払の時期が来たときに債務者がその債務を相殺するに十分な第三者に対する債権を有するか否かに依存しているのである」(The value of a credit depends not on the existence of gold or silver or any other property behind it, but solely on the ‘solvency’ of the debtor, and that depends solely on whether, when the debt becomes due, he in his turn has sufficient credits on others to set off against his debts.))<sup>44)</sup>。ここでは、「債権の価値は債務者の『支払能力』に依存している」との正しい事実の指摘がなされている。ただし、その支払能力を直ちに「第三者に対する債権を有する」ことに求めたことが惜しまれる。イニスは、「われわれは、購買によって債務者になり、販売によって債権者になる」(By buying we become debtors and by selling we become creditors)<sup>45)</sup> と言っているのだから、債務者は「第三者に対する債権」の獲得のためには、先行して自己の商品の販売がなされる必要があることに着目すべきだっ

42) Bagehot, l. c., p.64.

43) Innes. p.392. [p.31]

44) Innes. p.393. [p.32]

45) Innes. p.393. [p.31]

た。そこに着目して思考を延長すれば、商品売買が基盤を成して信用はそれに付随するものであることに気付いたはずである。残念ながら、イニスの「信用絶対」の観念がその気づきを阻害して仕舞ったのである。

バジヨットの信用論において次に注目すべきは、手形取引 (bill transaction) について多少とも具体的説明が与えられていることである。イニスが債権債務関係について法的側面の説明に終始して、経済的側面に言及していないので、それを補う意味でバジヨットの該当部分を示しておきたい。〈物価の騰貴は信用状態の向上しつつあるとき最も急速に行われる。一般物価は大抵のところ卸売取引によって決定される。小売業者は卸売価格に歩合を加える。勿論、常に同一額の歩合ではないが、しかし大抵は同一である。大抵の品物はその卸売価格を聞けば、通例その小売価格が分かる。ところで卸売取引は通例では現金取引ではなく手形取引である。手形の期間は、その商売の慣習によって種々異なっていて、2ヶ月、3ヶ月のものもあれば、6週間のものもある。しかし常に手形は有るわけである。確実な信用の時期というのは、多数の人々の手形が即座に引き取られる時期のことである。不確実な信用の時期というのは、その手形を引き取ってもらえるという人々が著しく少なく、それでさえ疑念を以てなされる時期である。信用の確実な時期には、非常に多数の有力な買手があり、信用の不確実な時期には、少数の力の弱い買手がいるだけである。したがって信用の増進しつつある数年は、妨げる原因さえなければ、価格高騰の年となる。また信用の衰退しつつある数年は、価格下落の年となる」(The rise of prices is quickest in an improving state of credit. Prices in general are mostly determined by wholesale transactions. The retail dealer adds a percentage to the wholesale prices, not, of course, always the same percentage, but still mostly the same. Given the wholesale price of most articles, you can commonly tell their retail price. Now wholesale transactions are commonly not cash transactions, but bill transactions. The duration of the bill varies with the custom of the trade; it may be two, three months, or six weeks, but there is always a bill. Times of [good] credit mean times in which the bills of many people are taken readily; times of bad credit, times when the bills of much fewer people are taken, and even those suspiciously. In times of good credit there are a great number of strong purchasers, and in times of bad credit only a smaller number of weak ones; and, therefore, years of improving credit, if there be no disturbing cause, are years of rising price, and years of decaying credit, years of falling price.)<sup>46)</sup>。

ここでは、小売は現金取引、卸売は手形取引であること、手形には2ヶ月、6週間、3ヶ月などの支払期限があること、好況時には手形が貨幣に代替して順調に授受される良好な信用状態と価格高騰が伴うこと、逆に不況時には手形の流通が滞る不確実な信用状態と価格低落が見られることなどが読み取れる。

こういう好況と不況の交代する景気循環の存在を重視することが、バジヨット信用論のいま一つの特徴である。それに関連して、バジヨットは、好況から不況への転換を画する恐慌時における銀行の

46) Bagehot, l. c., p.68.

支払準備金保有の不可欠の重要性を強調する。先に第一節で引用した通り、イニスは「これらの法貨の準備は、科学的な観点から見て、他の銀行資産よりとりわけ重要というわけではない。法貨準備は、他の資産と同様に単に債権である。準備金が預金額の25%、10%、1%、あるいは4分の1%であろうと、銀行の支払能力に少しも影響しない」と準備金の意義を否定していた。このイニス見解の現実遊離性を示すものとして、対照的に支払準備金の重要性を強調するバジョットの一文を挙げておきたい。〈「われわれは、ロンバード街の不可避の栄枯盛衰を理解するのだから、巨額の銀行支払準備金を常に保有することの根本的重要性をも完全に理解することができる。不況期に対して的確に対処できるか否かは、他のいかなる事情に依るよりもこの準備金の多寡に依るところが遥かに大きい。その準備金が多額であれば、その大きさに依って信用は維持される、また少額であれば、その減少は極めて大きな懸念を引き起こすのである」(Now too that we comprehend the inevitable vicissitudes of Lombard Street, we can also thoroughly comprehend the cardinal importance of always retaining a great banking reserve. Whether the times of adversity are well met or ill met depends far more on this than on any other single circumstance. If the reserve be large, its magnitude sustains credit; and if it be small, its diminution stimulates the gravest apprehensions.)〉<sup>47)</sup>。

### (3) 経済原論における信用

経済原論の眼で観察すると、イニスの信用論に対しては幾つかの弱点を指摘せざるを得ない。イニスは根拠を示すことなく、〈「販売とは、商品と一定重量の普遍的に受領される金属との交換であるという理論は証明不能だろう」(the theory that a sale is the exchange of a commodity for a definite weight of a universally acceptable metal will not bear investigation,)〉と主張して、それでは商品は何と交換されるかと自問する。〈「販売とは、商品と『交換手段』と呼ばれる仲介的商品との交換ではなく、商品と信用との交換である」(A sale is not the exchange of a commodity for some intermediate commodity called the 'medium of exchange,' but the exchange of a commodity for a credit.)〉<sup>48)</sup> というのが彼の自答である。こういう形でイニスは、売手と買手の間に債権債務関係を設定する。その際になぜ現金取引でなく信用取引を選択するのかについては全く語る事が無い。そのために、信用取引の必要性の説明が欠けることになる。さらに信用取引を選択することによる利点も不明のままである。

経済原論の分野では「諸個別資本間の信用としての商業信用」の項において、その必要性が次のように語られる。「資本の再生産過程においては、長短さまざまな期間、貨幣形態で遊休する資金（遊休貨幣資本）が析出される。」「これらの遊休資金は遊休している限り価値増殖に役立たないばかりでなく、その管理のために何らかの費用を必要とするので、この両面から利潤率を低下させる作用をもつ。そこで諸個別資本はその節約と活用に乗出すのであり、その手段として用いられるのが商業信用である」<sup>49)</sup>。ここでは、再生産過程との関連で信用が語られており、その点で「信用」に始まり「信用」

47) Bagehot, l. c., p.78.

48) Innes, p.390. [p.28], p.391. [pp.29-30]

49) 福留久大『ポリチカルエコノミー』（九州大学出版会、2004年刊）231頁、232頁。

に終わって経済活動全体との関わりを語り得ないイニスの信用論との基本的相違を成すことになる。

信用取引を選択することによる利点について、「紡績業 B がその製品である綿糸を織布業 A に信用で売り、その後この信用関係を示した商業手形で棉花栽培業 C から原料棉花を買う」場面を想定して、経済原論では次のように述べている。「ここでは、B が A に、そして C が B に信用を与えているが、その信用は何に基づくのだろうか。原料を買うことで買手である債務者は商品を生産できることになり、それを売って支払能力ができるはずで、この支払能力に基づいて信用が与えられる。信用を受ける側の利点は何か。この信用によって貨幣なしで原料を買い後でその支払をすればよいのだから、不変流動資本の一部を節約することができる。この節約分を生産過程の拡大のために投下すれば剰余価値をより多く形成できる」。信用を与える与信側にはどのような利点があるか。「先例の紡績業 B にとって、綿糸が現金で売れるならそれにこしたことはないが、一般的には貨幣で売する場合買手を見出すことがより難しく、売れるまでに時間がかかる。そこで B は多少とも遊休資金をもってれば、当面の必要はそれとつなぐことにして、綿糸を A に後払いで売ることを選ぶのである。つまり貨幣で売るとなら販売期間がもっと長くなるであろうものを信用で売ることによって販売期間を短縮するわけである。この短縮のため予備資本その他の遊休資金を節約し、これまた生産過程の拡張、剰余価値の増加のために利用できる」<sup>50)</sup>。経済原論にあつては、こういう経済効果の説明を与えることによって、債権債務関係の技術的説明に終始して経済効果を語ることの無いイニスの信用論との差別化を遂げることになる。

いま一つ、イニス信用論の弱点を挙げると、商業信用の限界への認識が欠如していることである。そのために、「通商の機構の全体」が債権債務関係で編成されるかの如く錯覚するわけである。経済原論においては、以下のように、商業信用の限界が指摘され、その限界を克服するものとして銀行信用の必要性が説かれることになる。「商業信用は、個々の資本の私的な共同行為として行われるものとして次のような限界を免れない。将来の商品販売とそれによる支払能力には絶えず不確実性が残る。与信者は不確実性を最小化するために情報の収集・分析・判断を行い易い販売過程に限って信用供与する。こうして商業信用の展開は、恒常的取引関係にある資本相互間の短期的取引に限定されざるを得ない。そのため手形では貸銀の支払をすることができないし、固定資本財を買うことも難しい。」「こうした次第で商業手形は、流通手段として貨幣に代位する機能を制限され、裏書による通流範囲の拡張も厳しい制約を受けることになる。この限界を打破するのが銀行信用である」<sup>51)</sup>。

イニスにおいても銀行への言及は為されている。肝要の論点を三つほど拾い上げてみる。

「債務と債権は、絶え間なくお互いに接触しようとする。そこでそれらはお互いに相殺されるのだが、それらを一緒に集めるのが銀行家の仕事である。この仕事は二つの方法で行われる。手形を割引くか、貸付を行うかである。前者は、より旧式の方法で、ヨーロッパで銀行業務の大部分は手形割引から成っている。合衆国で、より通常の方法は貸付である」(Debts and credits are perpetually trying to get into touch with one another, so that they may be written off against each other, and it is the business of

50) 前掲、福留、232-233頁。

51) 前掲、福留、233-234頁。

the banker to bring them together. This is done in two ways: either by discounting bills, or by making loans. The first is the more old fashioned method and in Europe the bulk of the banking business consists in discounts while in the United States the more usual procedure is by way of loans.)<sup>52)</sup>。

「債務と債権は、銀行を媒介にして絶えず往来しており、銀行はそれらを自らの下に集めて、債務が満期を迎えたら清算する。これが、キリスト以前3000年の昔も、今日只今の現在も、銀行学の全てである。」(There is thus a constant circulation of debts and credits through the medium of the banker who bring them together and clear them as the debts fall due. This is the whole science of banking as it was three thousand years before Christ, and as it is today.)<sup>53)</sup>。

「優秀な銀行家の仕事は、日々の営業の終りに、他行宛てに負う彼の債務が、他行宛の彼の債権および彼が保有する『法貨』すなわち政府宛ての債権を合計したものを、超過していないことを確かめることである。彼が『貸付』に充当する貨幣量の限界を知るために必要なのである。銀行家は他行に支払を求めて提示すべき小切手の金額と、自行に支払を求めて提示される小切手の金額を、経験上かなり正確に承知している。そこで、手形割引や資金貸付を行うことで、将来のある日、自行が支払わなければならない債務が、その債務を相殺できる自行保有の債権を超過する懸念が生じるならば、手形割引や資金貸付を拒否することになる。すなわち、将来の支払を受ける代わりに今日の債務を負うことを拒否するのである」(The object of every good banker is to see that at the end of each day's operations, his debts to other bankers do not exceed his credits on those bankers, and in addition the amount of the 'lawful money' or credits on the government in his possession. The requirement limits the amount of money he has to 'lend.' He knows by experience pretty accurately the amount of the cheques he will have to present for payment to other bankers and the amount of those which will be presented for his payment, and he will refuse to buy bills or to lend money — that is to say, he will refuse to incur present obligation in turn for future payments — if by so doing he is going to risk having more debts due by him on a certain day than he will have credits on that day to set against them.)<sup>54)</sup>。

ここに述べられるイニスの銀行論では、諸個別資本の債権と債務の集中集積、それらの支払決済の遂行が銀行業務の中核に据えられている。いわゆる貨幣取扱業務が説明されているのであり、それだけに終わっている。経済原論の眼で見ると、不足を覚えざるを得ない論点が存在する。諸個別資本の債権債務が問題とされるだけに終わっていることである。別言すれば、商業手形の集中集積と決済清算だけが検討されていて、銀行独自の銀行手形 = 銀行券に考察が及んでいないことである。

経済原論における「銀行信用」の項で、銀行券は次のように説かれる。「銀行は一方では社会の遊休資金を預金として集中する。この預金に対して預金利子を支払うことになる。他方、銀行は集中した資金を基礎として手形割引を中心とした信用授与を行う。A ⇒ B ⇒ C と渡ってきた商業手形を、銀行が残りの期間の利子を差し引いて買取るのである。この場合、預金として集中した貨幣で割引くこと

52) Innes, p.402. [p.42]

53) Innes, p.403. [p.43]

54) Innes, p.404. [p.44]



もあるが、貨幣を準備金として銀行手形＝銀行券を発行しこれで手形を割引くことがより多く行われる。銀行券は、預金として集中した貨幣の準備金を基礎としていること、特定の期限が無く一覽括であり額面も単位金額であることから、貸銀支払や固定資本財購入にも充当できることになり、通流範囲がはるかに広がっている」<sup>55)</sup>。

経済原論は純粹資本主義の世界を前提としているので、「貨幣を準備金として銀行券を発行する」という形になるが、金本位制離脱後の現代においては「中央銀行券を準備金として預金設定を行う」という形に転換しているのが現実であろう。それはともかく、「預金として集中した貨幣で割引く」場合は、或る経済主体の余剰資金を資金不足の別の経済主体に融通するわけで「信用媒介」と言える。それに対して、「貨幣を準備金として銀行券を発行しこれで割引く」場合は、準備金を上回る額の資金が供給されるのが通例だから、「信用創造」と言える。「こうして銀行を頂点とする信用機構は、一方では遊休資金の媒介・転用（信用媒介）を図り、他方では将来の貨幣還流を先取りした追加購買力の創出・運用（信用創造）を狙い、合わせて社会的総資本の価値増殖を増進することになる」<sup>56)</sup>。

こうした経済原論の見地に立てば、債権と債務の集中、それらの支払決済の遂行を中心とする銀行業務は、余剰と不足を媒介する行為に属するわけで、信用媒介業務と見なせる。したがって、イニスの銀行論には、銀行独自の業務である信用創造業務が欠落していることになる。イニスの銀行論においては信用媒介のみに視野を限定して信用創造の視点を欠いているので、産業資本との協働によって信用を拡大する道を説き得ない。そのために「将来の支払を受ける代わりに今日の債務を負うことを拒否する」ことにならざるを得ないのである。「将来の貨幣還流を先取りした追加購買力の創出」として信用創造を把握する経済原論においては、確実な産業企業への手形割引や資金貸与を積極的に展開して、将来の剰余価値の増進、それに基づく将来の支払能力の拡大を可能にする道を説くことができる。それによって「将来の支払を受ける代わりに今日の債務を負うことを拒否する」ことなく、これを「受容する」ことができるのである。

#### (四) 結論を纏めるに当たって

Innes の論文「貨幣とは何か？」は、その大半が、バビロニア、ギリシャ、ローマに始まり、中世以降近代に至るイタリア、フランス、イギリス、ドイツ、アメリカ、中国など世界各地の貨幣の歴史を巡る多数の事例の紹介に費やされている。そのうえで、それらの事例に照らして見ると、「貨幣単位と金属性価値標準との間の定まった関係」というものが存在したことはないと断言する。それが貨幣史論における Innes の見解の眼目である。

信用理論の部面に移ると、貨幣史論における「金属性価値標準」(a metallic standard of value) の不在の断言は、商品と「一定重量の金属」(a definite weight of a metal) との交換の不在の主張、さらには商品と「『交換手段』と名付けられる仲介的商品」(an intermediate commodity called the 'medium of

55) 前掲、福留、234-235頁。

56) 前掲、福留、236頁。

exchange') との交換の不在の主張へと逸走するに至る。商品は交換手段と交換されずに、他の何と交換されるか。「販売とは、商品と信用との交換である」(A sale is the exchange of a commodity for a credit) と Innes は断言する。こうして信用理論の部面においては、信用 (credit) と債権債務 (credit and debt) 関係を巡る技術的説明が続いて行く。その説明の中心を成すのは、「信用が、そして信用のみが貨幣である」(Credit and credit alone is money) という命題、「貨幣とは信用である、信用以外の何物でもない」(Money is credit and nothing but credit) という命題である。

金属性価値標準の不在を強調する貨幣史論における Innes の見解については、次の形でその正当でない所以を明らかにした。第一に、Hawtrey 『金本位制』(1927) に典拠を求めて、商品経済が地域内から一国内へ、さらに国際間に拡大するに伴って金貨の必要性が高まって銀貨から金貨への転化が国際的に進行すること、19世紀の資本主義経済の確立に伴う金本位制の普及と国際金本位制の形成の過程において、金本位 (the gold standard) を巡って、内在価値を反映する市場価格と政府の設定する法定価格の差異が大きく影響したことを指摘して、その動向の裡に金の価値標準としての機能が明確に看取できると考えた。

第二に、Davies 『貨幣史』(2002) に依って、資本主義確立以前の Henry VII (1485~1509 在位) の時代に造幣されたシリング貨とポンド貨において、「抽象的計算単位」(abstract accounting units) と「対応する現実の交換手段」(concrete counterparts in actual media of exchange) との対応関係が存在することを知り得る。対応関係の不存在を断言する Innes の見解に対する反証になり得るであろう。

信用理論における Innes の見解については、「信用が、そして信用のみが貨幣である」と言い、「貨幣とは信用である、信用以外の何物でもない」と言うところに、「信用絶対」の観念主義を見出すことができる。貨幣の諸機能として、購買手段 (価値尺度) 機能、流通手段機能、価値保蔵機能、価値移転のための支払手段機能、国境を越えた取引のための世界貨幣機能が挙げられるが、信用がこれらのすべての機能を含み得ないことは明白である。購買手段機能一つに着目しても、Innes 自身が認める通り、「多数の少額購入が硬貨で支払われている」(paying a multitude of small purchases in coin) のであって、一般家計の生活資料購入に信用は適用できないのである。そういう部分的機能しか担い得ない「債権と債務」の「発生と消滅」によって「通商の機構の全体が編成される」という Innes の見解は、経済の現実から遊離した観念の工作物だと評価せざるを得ないのである。

具体的事実に基づいて信用論を展開した Bagehot 『ロンバード街』(1873) を参考に、三点にわたって Innes の信用論に欠けた論点を補うことにした。一つは、商品売買とそれを支える産業や商業が基盤的一次的要素を形成していて、その動きを促進する追加的二次的要素として信用が位置づけられることである。「信用絶対」の観念に基づいて「通商の機構の全体」が債権債務関係で編成されると看做す Innes の見解を糺す見地を Bagehot が提示している。

二つには、信用取引における複雑性多様性の指摘である。Innes 信用論においては、債権債務関係が平板に説明されるだけであるが、Bagehot の場合は、小売の現金取引 (cash transaction) と卸売の手形取引 (bill transaction)、産業部門ごとの2ヶ月、6週間、3ヶ月などの支払期限の差異、好況時には手形が貨幣に代位して順調に授受され物価が高騰するが、不況時には手形の流通が滞り物価が低落

するなど複雑な様相を呈することが指摘される。

三つ目に、Bagehot 信用論の特色として、好況と不況の交代する景気循環の重視が挙げられる。就中、好況から不況への転換を画する恐慌時における銀行の支払準備金の保有を不可欠の重要事として強調することが注目される。先に第一節で引用した通り、Innes が「これらの法貨の準備は、科学的な観点から見て他の銀行資産よりとりわけ重要というわけではない」と否定的見地を示したのに対して、Bagehot は対極的立場に在ることになる。

経済原論における信用論に比して見るとき、Innes 信用論の弱点として指摘されるのは、経済の再生産過程との関連の考察が完全に欠落していることである。そのために、商業信用の必要性、債権者債務者双方にとっての利点、商業信用の限界、その限界を克服するものとしての銀行信用、そこにおける信用媒介と信用創造の重層的構成、信用論に欠かせないこれら重要論点への言及が全く見られなくなっている。

以上、Innes 信用論に対して、否定的言辞を連ねてきた。学ぶべきことが存在するとすれば、Keynes が救いの手を差し伸べた論点、すなわち「内在的価値を有する貨幣のみが『健全である』という『健全通貨』教義」(the “sound currency” dogmas that only intrinsic-value money is “sound”) に対する批判を挙げることができるだろう。ただしその場合にも、批判の刃は、金本位貨に焦点を絞って貨幣を把握する「健全通貨」信奉者の狭隘な貨幣観でなければならない。返す刃は、「信用」のみを貨幣と見る Innes 自身の狭隘な貨幣観にも向けられることになる。貨幣を金貨銀貨にのみ限定せずに貨幣形態の多態性（貨幣なる存在が素材としては様々の姿態を採り得ること）へと思考の幅を広げることが求められる。販売目的の財貨である商品は、自らを買取る力（＝直接交換可能性）を有する貨幣なる存在を不可欠の必要事としている。そういう存在として『資本論』が、金貨銀貨銅貨に加えて、商業手形、銀行券、郵便為替などの信用貨幣を挙げていることも参考にしてよいことだろう<sup>57)</sup>。同じく『資本論』が、「さて『金銀は生まれながらに貨幣ではないが、貨幣は生まれながらに金銀である』ということは、金銀の自然属性が貨幣の諸機能に適合していることを示している」(Daß nun, „obgleich Gold und Silber nicht von Natur Geld, Geld von Natur Gold und Silber ist“, zeigt die Kongruenz ihrer Natureigenschaften mit seinen Funktionen.)<sup>58)</sup> と述べている点についても、『経済学批判』（1859）で記した二重括弧内の「金銀」に限定した理解を、「貨幣の諸機能に適合している」事物へ理解の幅を広げる契機として良いのかも知れない。

[九州大学名誉教授]

57) Karl Marx, *Das Kapital*, Erster Band, (Karl Marx -Friedrich Engels Werke, Band 23. 1986 ) S.154.

58) A. a. O., S.104.